

## 区域計画の認定について

平成 29 年 12 月 15 日  
地方創生担当大臣  
梶 山 弘 志

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

### 1. 東京圏 区域会議

【12月13日開催、12月13日申請、新規3事業】

#### (1) 保育士資格に係る児童福祉法等の特例

保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において多様な法人の活用により、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成30年度より実施】

#### (2) 旅館業法の特例

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、千葉市において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。  
【平成29年12月より実施予定】

#### (3) 設備投資に係る課税の特例

ファーマバイオ株式会社が、治療方法が確立していない疾病の根治療法を実現するため、AIを活用した独自の解析手法を用いて、品質の安定した再生医療等製品の製造工程の研究開発を行う。  
【平成29年12月より実施】

### 2. 関西圏 区域会議

【12月13日開催、12月13日申請、新規3事業、変更1事業】

#### (1) 旅館業法の特例【変更】

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、大阪府柏原市において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。※柏原市の実施区域を市街化区域のうち「ホテル・旅館の建築が可能な地域」から「工業専用地域を除く全地域」に変更する。【直ちに実施】

#### (2) 公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例

我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うため、大阪市立水都国際中学校及び大阪市立水都国際高等学校の管理を民間事業者へ委託する。【平成31年4月より開始】

#### (3) 特区医療機器薬事戦略相談の実施

京都大学医学部附属病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

#### (4) 革新的な医薬品の開発迅速化

大阪大学医学部附属病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

### 3. 養父市 区域会議

【12月13日開催、12月13日申請、新規1事業】

#### (1) 道路運送法の特例

養父市内の一般旅客運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で今後設立するNPO法人である養父市マイカー運送ネットワークが、養父市大屋地域及び関宮地域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成30年5月を目途に実施】

### 4. 福岡市・北九州市 区域会議

【12月13日開催、12月13日申請、新規3事業】

#### (1) 特定実験試験局制度に関する特例(2事業)

株式会社国際海洋開発、一般社団法人無人機研究開発機構のそれぞれが北九州市内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。【平成30年3月より実施】

#### (2) 運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

西鉄バス北九州株式会社が運行する北九州空港アクセスバスにおいて、柔軟な運賃及び運行計画の設定を可能とし、旅行客等の利便性の向上を図る。【平成30年1月を目途に実施】

### 5. 沖縄県 区域会議

【12月13日開催、12月13日申請、新規1事業】

#### (1) 農家レストラン設置に係る特例

株式会社大地が、自社や南城市内において製造された農畜産物を活用し、農業用施設として農家レストランを農用地区域内に設置する。【平成30年度より実施】

### 6. 仙台市 区域会議

【12月13日開催、12月13日申請、新規1事業】

#### (1) 革新的な医薬品の開発迅速化

東北大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】